

第4回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション問題

(11月10日版)

削除: 1

1. ネゴランド国は人口約5千万人の立憲君主制国家である。同国の地図は別添1のとおりである。同国は、北部のアカサ地方、中部のタナハ地方、南部のマラヤ地方に分かれ、アカサ地方とタナハ地方は温帯気候、マラヤ地方は亜熱帯気候に属する。東部は海に面しており、西部には標高3000メートルから5000メートルの山岳地帯がある。同国にはウチ川とソト川という2つの大きな川があり、アカサ地方を起点に、同国東岸の海に注ぎ込んでいる。この2つの川の流域を中心に農業が盛んである。
2. ネゴランド国の首都のネゴシアはタナハ地方のウチ川河畔にあり、約300万人が住む近代都市である。ソト川河口には工業都市であるポートランドがあり、ネゴランド国の工業生産の約40%を担っている。アカサ地方西部には現時点での推定可採埋蔵量が20億トンのコール炭田があり、最近では毎年10百万トンを生産している。また、アカサ地方の東部の山岳地帯にはアルミや鉄鉱石の鉱山も存在する。タナハ地方はウチ川とソト川の流域を中心に、比較的平坦な地形が続いている。他方、マラヤ地方には美しい白い砂浜で有名なセレブ・ビーチなどがあり、美しい自然の中でゆっくりと休日を楽しもうとする人達が訪れている。
3. ネゴランド国のGNPは約500億ドルである。GNP比でみた場合の主要産業は農業（GNPの30%）、製造業（GNPの30%）、鉱業（GNPの15%）である。ネゴランド国の通貨はネゴランド・ドルである。
4. ネゴランド国の現在の国王はネゴ5世である。ネゴランド国の憲法上、国王は国家元首とされている。かつて、ネゴランド国は絶対君主制であったが、1950年に立憲君主制への移行を求める国民運動が活発化し、現国王の祖父であるネゴ3世が国民との対立を回避することを決心したため、現在の憲法が制定された。現在のネゴランド国憲法は別添2のとおりである（別添2において抜粋した部分以外に、本問題との関係で考慮すべき規定はない）。
5. 昨年、ネゴ3世の後を継いだ前国王のネゴ4世が事故で逝去したのに伴い、王位継承法に従って、ネゴ5世が即位した。王位継承法では在職中に国王が王族の中から後継者を指名した場合には当該者が王位を継承するとされている。過去の国王は全て就任とともに自らの長子を後継者に指名しており、ネゴ5世もネゴ4世の長子である。後継者は若いうちに海外に留学し見聞を深めるべきであるというネゴ4世の方針に従い、ネゴ5世は米国の大学に留学して社会学を学んだ後、アービトリア国で経済学の修士号を取得し、更に、ヨーロッパで法学の修士号を取得した。帰国後、ネゴ5世は国会議員を経て、内閣総理大臣を勤めていた。
6. ネゴ4世は名君としての誉れが高かった。絶対君主制時代のかつての国王達に負けず劣らず、国政にも積極的に関与した。他方で、ネゴ4世は国民の幸福のために努力する王室作りを目

指し、また、国民と王室の距離を縮めるために努力した。ネゴ4世が各地を積極的に訪問し、国民と接する努力を続けた結果、多くの国民は王室を熱烈に支持している。特に、ネゴ4世は、貧困地域の解消、環境の保護、産業の育成を重視してきた。

7. タナハ地方の西側内陸部とマラヤ地方の西部は特に貧困が激しい地域である。タナハ地方の西側は主として先住民族であるネゴ族が住んでおり、農業を営んでいるが、酸性の土壌のために良い作物が育たず、貧困の原因となっている。他方、マラヤ地方の西部は標高が高い山間部であるが、険しい地形に阻まれて舗装道路や鉄道などの整備が遅れ、このために電気や水道等のインフラ整備も遅れていた。この地域はネゴランド竹の原生地であり、古くはこのネゴランド竹がネゴランド国の伝統的なバンガロー風の家屋を作る際の高級建材として重宝されていた時期もあった。しかし、近年ではネゴランド竹の量が減ってきたことからネゴランド竹の商業目的での伐採には政府の許可が必要となっている。ネゴ4世は、貧困の撲滅こそが国家の平和と安定のために重要であると考え、これらの地域を積極的に訪問して住民と触れ合うとともに、これらの地域における生活環境の改善に努力した。具体的には、酸性土壌でも育成可能であり、高い収益を挙げられる農林産物の研究のための研究所を5年前に設立した。また、マラヤ地方西部とマラヤ地方最大の都市であるラッテを結ぶ舗装道路（国道15号線）を整備した。
8. ネゴ4世は若い時期に留学したヨーロッパで環境学を学んだこともあり、広く環境問題に関心をもっていった。ネゴ4世のイニシアティブで15年前にネゴランド国経済開発公社内に環境保護法制検討チームが設置され、そこでの検討の結果、環境保護のためのさまざまな立法措置がとられることとなった。現在の憲法27条はこうした一連の立法措置の一つとして規定されたものである。また、都市部の人口が増加し、ゴミ等の焼却によって出される排煙や自動車の排気ガスが大気汚染をもたらしたため、大気浄化法が制定された。この大気浄化法に基づき、都市のゴミの焼却を禁止する一方で近郊に大きな埋め立て場を整備し、また、自動車の排気ガスについての基準が厳格化された。また、セレブ・ビーチの白砂を守るための海岸景観保護法が制定され、ビーチの30キロ圏内での一切の工事、大型船の航行には政府の許可が必要とされることとなった。ネゴ4世は、京都議定書が採択されたCOP3においても京都議定書の意義を説く演説を行った。ネゴランド国は2002年に京都議定書を批准している。
9. 産業の育成という観点からネゴ4世が注目していたのは外国からの投資の増加と観光業の育成である。従来、ネゴランド国では自国企業保護の観点から外国資本による投資に制限を設けていた。この制限を緩和し、外国資本による投資を行いやすくするための法整備を行うとともに、通常の企業は事業所得税40%を課せられるが、外国からの投資を奨励するため、一定の事業については優遇税率として税率が20%、あるいは10%に軽減される優遇制度が導入された。こうしたネゴランド国の現在の投資環境は別添3のとおりである。

10. また、マラヤ地方の恵まれた自然環境を活かした観光産業の育成にも力を入れたいと考えている。既に、セレブ・ビーチは世界的にも有名になっているが、交通のアクセスが悪く、また、ビーチ以外には特に何もないので、主な対象は、時間に余裕があり、また、ゆっくりと休暇を楽しみたい人に限られている。そこで、ネゴ4世の提案を受けて行われたのがハッピー・リゾート開発事業である。これは、マラヤ地方のハッピー湾を囲む地域を一大リゾート地に開発しようとするものである。もともと、ハッピー湾にはいるかや鯨が生息し、いるかと泳いだりホエール・ウォッチングを楽しんだりすることができた。また、海産物も豊富である。このハッピー地域に空港を整備し、家族連れで宿泊できるホテル、レストランその他の観光設備を整え、外国からの観光客を招致しようというのが狙いであった。
11. 以上のような貧困撲滅、環境保全、産業振興等の公的事業の企画・推進を担当するのがネゴランド国経済開発公社である。ネゴランド国経済開発公社の建物は赤いレンガ造りであることから、同公社は一般にレッド社と呼ばれている（以下、ネゴランド国経済開発公社を「レッド社」という）。ネゴランド国では、基本的なインフラに関する事業や環境保護、国土開発、エネルギー等に関する事業は公的部門が主として担当し、民間部門はその下請けのようなかたちで関与することが多い。レッド社はそうした公的事業を主として管理運営する公社であるとともに、他の各種の公社を統括する地位にあり、ネゴランド国の社会経済にとって非常に重要な役割を果たしている。現在のレッド社の総裁はネゴ5世の弟／妹である。ネゴ5世と同様、彼／彼女も若い時期に米国、ヨーロッパで勉強し、工学の博士号を取得している。総裁のもとには3名から5名の副総裁が置かれるが、このうち3名は財務省、経済産業省、環境国土開発省の次官経験者が就任し、金融・財政、経済・産業振興、環境保護・国土開発、といった分野を主として担当する組織となっている。
12. ハッピー・リゾート開発事業の企画・推進を行い、現在、ハッピー・リゾートを所有・運営しているのもレッド社である。飛行場の整備やハッピー湾の周辺の開発を任せられる企業がネゴランド国には見当たらないことから、事業の実施にあたっては、外国企業を使う必要があった。また、このハッピー・リゾートは主として外国からの観光客増加を狙ったものであり、外国人観光客の嗜好にあったリゾート開発に長けている企業を選定する必要があった。
13. ハッピー・リゾートの開発には、飛行場の建設、飛行場からリゾートへのアクセスの整備、ホテルその他のリゾート施設の建設などが必要であったが、このうち、飛行場の建設および飛行場からリゾートへのアクセスについては、ブルー社ではなく、日本の大手建設会社であるパープル社に依頼された。
14. リゾートの本体部分の開発について、レッド社が白羽の矢を立てたのがアーボトリア国のブルー社である。アーボトリア国はネゴランド国の隣国であり、人口は約6000万人である。国民総生産は1兆8千億米ドルであり、GNP比でみた場合の主要産業は製造業（GNP

の30%)、サービス業 (GNPの30%)、不動産業 (GNPの20%) である。最近5年間、この比率に変化はない。アービトリア国の通貨はアービトリア・フランである。アービトリア国は先進国であり、国民も豊かでリゾートへの関心も高いが、海に面していない。夏休みなどの休暇期間を中心に、シー・リゾートを求め、8時間から15時間も飛行機にのってオセアニア、ミクロネシア、カリブ海地域に出かけていく人も毎年100万人くらいいるようである。アービトリアの空港からハッピー湾の空港まで直行便を用意すれば、3時間くらいでアクセスできる。レッド社の首脳は、もしハッピー・リゾートがアービトリアの人たちにとって魅力的なものとなれば、アービトリアからの多くの観光客を期待できると考えた。

15. ブルー社はアービトリア国に本社を有する総合建設企業である。一般の住宅、オフィスビルやホテル等の商業施設、学校やイベントホール等の各種公共施設、研究所や工場等の高度産業施設、ダムや堤防等の治水・治山施設、発電所等のエネルギー施設などあらゆる施設の設計・施工、都市再開発、道路・空港・港湾施設・上下水道等のインフラ整備、リゾート開発等、幅広く手がけている。また、最近ではアービトリア国が京都議定書を批准したこともあって、温暖化対策・土壌汚染対策・廃棄物処理・省エネ等の各種環境保護に関するアドバイス・サポート等にも力を入れている。ブルー社はアービトリア国の総合建設企業としては最大手であり、年商は200億米ドルである。20カ国以上に営業所、現地法人を持ち、ネゴランド国にも営業所を有する。5年前にレッド社の本社ビルの改修工事が必要となったとき、歴史ある赤レンガの外観を残しつつ、近代的なビルへの改修工事を行ったのもブルー社であった。ブルー社の近年の業況の推移は別添4のとおりである。

16. ブルー社の担当者らはハッピー湾を訪れ、レッド社の担当者とともに現地を調査し、ハッピー・リゾートの可能性などについて協議した。こうした協議の結果、ハッピー・リゾートは次の5つのゾーンから構成されることとなった。

削除: 6

ZONE A: 宿泊施設、レストラン、ショッピングモール、コンベンション・センター

既存のホテル: 3件、新設の大型高級ホテル: 1件、新設の中型ホテル: 3件、各種レストラン・飲食店、ショッピングモール、名産品店、国際会議も開催できる500名規模のコンベンション・センターなどからなる地域

ZONE B: コテージ

海に面するように建てられたネゴランド国の伝統的な住居であるバンガロー風のコテージ100軒からなる地域

ZONE C: ビーチ

セレブ・ビーチにも劣らない美しい白砂のビーチ

ZONE D: アミューズメント

プール、映画館などの娯楽施設、マリーナからなる地域

ZONE E: スパ、ダイビング・スポット、いかとのスイミング・スポット

17. 4月1日にレッド社とブルー社との間でハッピー・リゾートの開発事業に関する建設請

負契約が締結された。工期は3年間であり、総工費は2億米ドルである。工事代金は契約に従い、工事の進捗状況に応じて支払われることとなっている。ハッピー・リゾートの平面図は別添5のとおりであり、ZONE A の各種施設の新設、ZONE B のコテージの建設及び周辺の整備、ZONE C の関連設備の改修、ZONE D のプール、映画館等の整備、ZONE E のスパ及び関連設備の建設及び、ZONE E にと ZONE A をつなぐ橋の建設などが主たる請負内容である。アービトリア国では7月から9月にかけてが海外旅行の最盛期であることから、オープンは3年後の7月1日とされ、その3ヶ月前には完成・引渡しが行われるといったスケジュールである。ハッピー・リゾートの開発事業に関してレッド社とブルー社との間で締結された契約のうち、本件で関係する可能性のある条項は別添6のとおりである。なお、このほか、本契約においては、レッド社、ブルー社の各現場責任者は、本件についてレッド社及びブルー社を代表する一切の権限がある旨が規定されている。

18. ブルー社はハッピー・リゾートの可能性について強気であった。どの程度の観光客が見込めるかについてレッド社とブルー社が話し合った際、最初の半年の来訪者数および顧客一人当たり収益についてレッド社が提出した試算は別添7：表1であったが、ブルー社が提出した試算は別添7：表2であった。ハッピー・リゾートにとってはアービトリア国からの観光客がどれだけ訪れてくれるかが鍵であり、そのためにアービトリア国からの直行便まで新たに就航させることとしていたため、レッド社にとって、このようなブルー社の試算は予想外にうれしいものであった。

19. さらにレッド社は当初 ZONE E を設けることを考えてはいなかったところ、ブルー社から、「最近、アービトリア国ではスパ・ブームであり、様々なマッサージなどが受けられるスパがあるかどうかでリゾート地を選択する人も多い。また、ダイビングも人気である。マラヤ地方の美しい海は、きっとアービトリア国のダイバーを魅了することだろう。特に、ハッピー湾ではいるかと泳ぐこともできると聞いている。これをセールス・ポイントの一つとすべきである。」との提案があった。ブルー社は ZONE E を設けることによる集客効果は大きいと主張し、ZONE E を設けた場合には全体の集客力は1割程度、一人当たり収益も2割程度膨らむはずであると主張した。ZONE E を設けた場合の試算としてブルー社が提出したものが別添7：表3である。

20. どの程度の観光客を見込むかはハッピー・リゾート計画全体に影響する。ZONE E を追加することによって、約3千万米ドルの支出増となる。レッド社側は、ブルー社の提出した数字はやや楽観的に過ぎると考えたが、これに対してブルー社は、子会社である旅行会社を通じて調査したが、ハッピー・リゾートに対するアービトリア国の人たちの関心は高く、もしハッピー・リゾートができたなら行ってみたいという人が予想以上に多かったと主張した。レッド社では、ZONE E を設けた場合について、内部で試算を行い、ブルー社に示した。それが別添7：表4である。結局、3千万ドルの支出増は痛い、表4の程度の来訪者が期待できるのであれば3千万ドルをかけて ZONE E を設けても赤字になるわけではなく、ま

ずはより多くの人にハッピー・リゾート、そして、ネゴランド国を訪れてもらうことが重要であるとの判断から、レッド社はZONE Eの設置に同意した。

21. ハッピー・リゾートの工事は順調に進み、レッド社とブルー社の契約締結から約2年が経過した。ZONE Bでは、コテージの内装をどうするかといったことについての詳細を決定する段階に入っていた。そうしたある日、世界的にも有名な雑誌でネゴランド国が紹介され、そこで、ネゴランドの伝統的な住居に用いられていたネゴランド竹には不思議な癒しの力がある、といった記事が掲載された。その記事によると、ネゴランド竹は人をリラックスさせる成分を含んでいることが科学的に検証されたとのことであり、マラヤ地方西部の人たちは、今でもネゴランド竹を用いた伝統的な住居に住むことによって心の平安を得ているとのことであった。この雑誌はアービトリア国でも出版されており、この記事をみたブルー社の首脳は、ハッピー・リゾートのZONE Bのコテージにこのネゴランド竹をぜひ用いたいと考えた。ネゴランド竹を利用したコテージとして宣伝すれば、ブルー社の手がけた癒しの住まいとして大々的に宣伝できる。また、子会社の旅行会社によるハッピー・リゾート・ツアーの売上げも伸びるだろう。
22. ネゴランド竹の伐採にはネゴランド国政府の許可が必要である。この申し出を受けたレッド社は政府と相談した。政府としては、ハッピー・リゾートの成功につながるのであれば例外的に伐採を許可してもよいが、ネゴランド竹の竹林はマラヤ地方西部の住民の生活環境にとって重要な一部を占めているので、住民の2/3以上が賛成することが必要である、というのがネゴランド国政府の判断であった。
23. このため、レッド社とブルー社がマラヤ地方西部の住民に対して、ハッピー・リゾート開発事業を説明し、ネゴランド竹の伐採に同意してくれるよう求めることとなった。レッド社が地元の有力者を通じて感触を探ったところ、政府に対して不満を抱いている住民や近代型のリゾートに好感を抱いていない住民を中心に反対する者も多く、賛成と反対が半々くらいであるとのことであった。地元の有力者との間で打開策を図ったところ、地元の有力者の側から次のような提案がなされた。有力者によると、国道15号線の一部にがけ崩れの危険があるので早く補強工事をして欲しいというニーズがあり、政府に要望を出しているが、政府では先に依頼のあった別の地域の道路補修で手が一杯であり、国道15号線の補強工事に取り掛かるには暫くかかるとのことである。もし、この補強工事にすぐに取り組んでくれるというのであれば、政府への不満も緩和され、住民の2/3以上の賛成は得られるであろう、ということであった。ネゴランド国では、国道の管理はレッド社の担当である。この話を聞いたブルー社は、自社の土木スタッフを使って補強工事を行ってもよい、とレッド社に持ちかけた。ブルー社によれば、現在、あるチームが行っているトンネル工事がもうすぐ終わることになっており、そのチームをこちらに回せば一ヶ月以内には対応できるとのことであった。地域社会貢献という意味からも費用はブルー社が負担してもよいとのことであった。

24. レッド社とブルー社は、地元住民に対する説明会を開催した。この説明会には、レッド社及びブルー社双方のハッピー・リゾートの現場責任者が参加した。説明会においてブルー社の現場責任者は、「当社といたしましては、ネゴランド竹伐採をお認めいただいた場合、皆様への心よりの感謝の気持ちとして、現在皆様が不安を抱かされている国道15号線の補強工事を無償で行わせて頂きます。約1週間で終われる工事ですので、1ヶ月以内には完了します。」と発言した。地元の有力者が言っていたように、この発言を受けて多数の住民は賛成にまわり、無事2/3の住民の賛成を得ることができた。なお、地元有力者から書面によりこの提案を確認したいとのことの要望があったため、別添8の書面を地元有力者に手交した。写しはレッド社にも手交された。

25. また、ネゴランド竹の伐採はレッド社によって雇用された地元住民が行ってラッテまで運び、そこでブルー社のスタッフに引き渡すことになった。ラッテからはブルー社のスタッフが国道10号線を使ってハッピー湾まで運搬する。この点について、レッド社の現場責任者とブルー社の現場責任者の間で別添9の覚書が交わされた。このネゴランド竹伐採作業によって若干の雇用が創出されることも地元住民が賛成に回る原因の一つであった。

26. ハッピー・リゾートの夏のオープンに間に合わせるためには、速やかに作業を始める必要があった。住民に対する説明会で住民の同意が得られたのを受け、レッド社は直ちに政府の許可を得た。説明会の2週間後には地元住民を雇用してハッピー・リゾートに必要なネゴランド竹の伐採作業を開始し、レッド社が手配したトラックが伐採現場に到着した。このとき、予想外の事態が発生した。国道15号線の補強工事にまわるはずであったチームが担当していたトンネル工事について、終了直前に発生した地震のために緊急の確認・補強作業が必要となり、どうしても現場を離れられなくなってしまった。この工事には約2週間かかり、工事に着手できるのは説明会から約5週間後になってしまうとのことである。ブルー社がレッド社に事態を通知したところ、レッド社からは「地震でトンネル工事の完成が遅延したのは残念なことであるが、一刻も早く取り掛かってほしい。他のチームを手配したり、別の会社に依頼したりすることはできないのか。」との返事であった。ブルー社には本件に対応できる別のチームはいない。飛行場工事を担当しているパープル社に聞いてみることも考えられたが、パープル社に依頼した場合には50万米ドル程度の費用がかかってしまうのは確実であったし、今回のハッピー・リゾート開発事業の受注を争ったパープル社に依頼するには心理的な抵抗もあった。結局、レッド社に対しては、「残念ながら、別のチームはいない。なるべく急がせるので、もう少しお待ちいただきたい。」と返答した。レッド社は、「住民との約束なので、一刻も早く対応してほしい。」といい、ブルー社は「分かっている。」と答えた。ブルー社は実際に努力し、通常であれば2週間かかるトンネル工事を1週間半で仕上げ、説明会から1ヶ月と3日が経過した日、チームが国道15号線の現場に到着した。ちょうどその日、マラヤ地方に大雨が降り、心配されていた現場でがけ崩れが発生してしまった。幸いなことに死者・負傷者はでなかったが、復旧作業には3ヶ月間を要することになってしまった。

削除: を

削除: 派遣

27. ハッピー・リゾートで必要とする質・量のネゴランド竹をハッピー・リゾートの現場まで運ぶための現実的な交通手段は国道15号線を用いるしかなく、国道15号線で発生したこの事故の結果、ネゴランド竹をハッピー・リゾートに運搬するルートが閉ざされてしまった。この事態を受けてブルー社は、別添10の文書をレッド社に対して送付した。数日後、レッド社からブルー社に対し、別添11の文書が送付された。別添11の文書にいうように、もし予定された補強工事が行われていたならば、今回の大雨によってもがけ崩れは発生しなかったことは事実である。別添11の文書を受領し、ブルー社は困惑した。もし、契約書7条3項に該当しないとなると、工期に遅れた場合には高額な賠償金を支払わなくてはならなくなってしまう。他方、工期に間に合わせるためには予定していた以上の人員を投入し、24時間体制で作業しなければならないが、この場合には約5百万米ドル程度の追加費用が生じてしまう。ブルー社が対応に困惑していたところ、宮殿からブルー社の現場責任者に対して急遽呼び出しがあった。急いでブルー社の現場責任者が宮殿を訪れると、ネゴ4世との謁見の間へと案内された。ネゴ4世はブルー社の現場責任者に対して次のように語りかけた。「今回のハッピー・リゾートはわが国の観光産業の発展のために非常に重要なものである。何としても予定通り7月にオープンしたい。貴社も大変だと思うが、ぜひ協力して欲しい。契約との関係で意見の相違があるとの報告も受けているが、費用についても貴社に悪いようにはしない。」ブルー社の現場責任者は、国王自身に協力を依頼されたことですっかり恐縮し、「かしこまりました。ご期待にこたえるよう全力を尽くします。」と答えた。具体的な追加費用の額等についてのやりとりはまったくなされなかった。ブルー社の現場責任者は、この謁見を受けて本社に次のように連絡した。「国王陛下から何としても工期に間に合わせるよう直接の御依頼を頂戴した。悪いようにしないとお言葉も頂いた。24時間体制で取り組みば何とか工期に間に合わせることもできるので、至急応援を送って欲しい。」この報告を受けたブルー社の本社は、増員を送ることを決定した。ブルー社の現場責任者はレッド社の現場責任者に対して、次のように伝えた。「国王陛下にお会いした。陛下の熱意に感動した。ブルー社としては24時間体制で臨み、何とか工期に間に合わせることにした。費用等については後日打合せさせて頂きたいが、今のところ5百万米ドルくらいを見込んでいる。」レッド社の現場責任者は次のように答えた。「有難い。宜しく頼む。ネゴ4世が費用についても貴社に悪いようにはしない、とおっしゃられたことについては了解している。当社は公社であり、国王陛下の御意思には逆えない。打合せについてはもう少し落ち着いた時点で行おう。」結局、レッド社の現場責任者、ブルー社の現場責任者とも工事の追い込みに多忙を極め、本件に関していずれからも打合せの申し出はなされることはなかった。

28. 国道15号線の復旧作業は予定より早く2ヶ月で終了し、ネゴランド竹の搬出作業も行われた。一部の住民からは、国道15号線の補強工事が遅れたことについてブルー社に対する不満があり、ネゴランド竹の伐採への同意を取り消すべきであるとの主張もあったが、やはりネゴ4世から地元有力者への働きかけがあり、そうした不満は表面化しなかった。ブルー社は本社からの応援を得て、24時間体制で作業に臨み、ZONE Bは予定の工期の前日、無事完成することとなった。ZONE B以外の作業も予定通り完了した。レッド社はブルー

社に対して契約書に従い、Taking-Over Certificate を発行した。

29. オープンを一ヵ月後に控えた6月1日、開業に向けた準備が進められる中、ネゴ4世による視察が行われた。この視察は開発事業の初期の段階から予定されていたもので、総勢1000名規模のものであった。しかし、この視察の日、ZONE E に関して大問題が発生した。ZONE E はハッピー湾に浮かぶ小島を利用している。ZONE A と ZONE E は全長約400メートルのハッピー橋と呼ばれる吊り橋で結ばれている。業務用の資材等は船で運ぶことになっているが、観光客はこのハッピー橋を徒歩あるいは人力車で渡ることになっている。橋の上からはハッピー湾の景色も見ることができ、海の上を歩いて渡る橋としてハッピー・リゾートの売り物の一つである。
30. しかし、ネゴ4世と随行の王室職員、レッド社およびブルー社の関係者、招待客一行の総勢約1000名がこのハッピー橋を渡って ZONE E に向かおうとしたとき、橋が大きく揺れ、一行から悲鳴があがった。ネゴ4世を含む多くの人々が立っていることができずに座り込んでしまうほどであった。これまで、建築作業や開業準備に携わるスタッフが橋を利用したときには、このように橋が大きく揺れることはなかったが、1000名が同時に橋を渡ったのは今回が初めてであった。直ちに、ハッピー橋の通行を禁止する政府の命令が出され、レッド社及びブルー社のスタッフによって原因究明作業が開始された。しかし、設計、製作、架設等の過程で特に問題は見つからず、また、各過程でなされたネゴランド政府による検査においても欠陥は発見されていなかった。レッド社は原因が解明されるまでハッピー橋及び ZONE E を閉鎖することを決定した。
31. 7月1日、ハッピー・リゾートは ZONE E を除き予定通りオープンした。しかし、ハッピー橋の事件が報道されてネガティブな印象を与えたのに加え、スパ等の人気施設を含む ZONE E を欠いたためか、7月の来場者数はレッド社の予想をも下回る6万人に止まり、一人当たりの収益も伸び悩んだ。8月にはレッド社がネゴランド国政府とも協力して PR 作戦を強化したことから、来場者は7万人に増加した。
32. ハッピー橋が大きく揺れた原因究明作業は難航していたが、8月下旬になって、ネゴランド大学の図書館で参考になりそうな文献の調査を行っていたレッド社のスタッフが、10年前に日本の代表的な英文建築学雑誌上で発表された一つの論文を発見した。その論文の要旨は次のようなものである。
- 「人間は歩くときに重心移動するため、橋を人間が渡ると一定の力が橋にかかる。一人の人間が歩くことによる重心移動の力はたいしたことないが、大勢の人間が一度に橋をわたると、その力は相当なものになる。この力がかかる周期が橋のもつ振動数と等しい場合、橋は大きく揺れる。」
- 上記の論文で紹介されている現象は、ネゴランド国やアービトリア国では全く知られていないものであった。似たような現象はロンドンのミレニアム・ブリッジでも最近発生したよう

であるが、それは本件の後のことである。ネゴランドやアーボトリアの大学の図書館などには上記の論文を掲載した雑誌は保管されていたが、ブルー社はもちろん、他のアーボトリア国の建設業者の技術者で、上記の現象を知っていたものはいなかった。ただ、ブルー社の日本営業所長は上記の論文を書いた研究者と友人であり、上記の現象も知っていたとのことである。しかし、この日本営業所長は今回のハッピー・リゾート開発事業には全くタッチしておらず、また、上記のような現象を広く社内に啓蒙するような職責を負う者でもなかった。

削除: 日本における現地法人の

33. 早速、この論文を書いた研究者をネゴランド国に招いて調査してもらうと、上記の現象が今回ハッピー橋が大きく揺れた原因であることが判明した。早速、振動防止の措置をとり、9月1日にはハッピー橋の通行禁止措置を解除するとともに、ZONE E をオープンした。ZONE E はブルー社の指摘どおり人気を博し、9月の来場者数及び収益は7月、8月を大きく上回った。7月からの半年間の来場者数、収益等の実績は別添7:表5のとおりである。ハッピー橋の通行禁止措置が解除された直後、ネゴ4世は事故で逝去し、ネゴ5世が即位した。

34. 10月に入り、レッド社は、2ヶ月の間、ハッピー橋が通行禁止となったのはブルー社の責任であると主張し、この間に生じた損害として、7月及び8月についてブルー社が示した予想収入額(別添7:表3)と実際の収入額(別添7:表5)の差額として、8,610千米ドル、あるいは、6,150ネゴランド・ドルを支払うようブルー社に対して要求した。7月及び8月は1ネゴランド・ドルが1米ドルであったが、9月に入ってネゴランド・ドルは対米ドルで急騰した。7月以降の米ドルとネゴランド・ドルの為替相場の推移は以下のとおりであり、現在も1ネゴランド・ドルは1.4米ドルである。

8月より以前	1ネゴランド・ドル=1米ドル
9月	1ネゴランド・ドル=1.2米ドル
10月以降	1ネゴランド・ドル=1.4米ドル

35. これに対して、ブルー社は、上記のような現象はアーボトリア国では知られていなかったのだから、ブルー社には責任がないと主張した。なお、ハッピー・リゾートでの顧客による支払はネゴランド・ドルによって行われており、ハッピー・リゾート内の各施設を運営するために要する費用の大部分もネゴランド・ドルで支払われている。

36. 他方、ブルー社からは、ZONE B の工事を工期に間に合わせるために24時間体制で対応したことによって生じた費用として5百万米ドルが請求された。ブルー社は、国道15号線の閉鎖は契約書7条3項に該当する事由である、5百万米ドルの支払はネゴ4世が責任をもってくれたものであってレッド社の現場責任者も了解している等と主張した。これに対してレッド社は、国道15号線が閉鎖に至ったのはそもそもブルー社が約束を破って国道15号線の補強工事を行わなかったためであるので契約書7条3項に該当する事由ではないし、また、ネゴ4世は5百万米ドルの支払などは約束していない等と主張した。

37. 両者の主張は平行線をたどり、交渉は難航した。このことは新たに即位したネゴ5世の耳にも入った。ヨーロッパ留学中に国際的な商事仲裁について研究していたネゴ5世は、レッド社の首脳に対して「交渉が進展しないのであれば、契約に従い、仲裁に委ねることとしたらよいではないか。ただらと交渉して他のビジネスに影響を与えるよりも、もめている点は仲裁で決着し、他のビジネスは別、として割り切って考えたらよいのではないか」との感想を述べた。レッド社とブルー社は両社間の紛争を仲裁に委ねることとした。レッド社による仲裁申立書は別添12、ブルー社の答弁書は別添13である。

<ラウンドA (仲裁) >

本件仲裁は、UNCITRAL 仲裁規則に従って行われる。審理の実施に先立ち仲裁人からは、以下の3つの論点について、別途指定された日までに主張と理由を述べた準備書面を提出するようとの指示があった。

- (1) ハッピー橋が2ヶ月間にわたり通行禁止となったことによりレッド社がこうむった損害について、ブルー社は法的責任を負うか。
- (2) 仮にブルー社が法的責任を負うとした場合、ブルー社がレッド社に対して賠償すべき額はいくらか。
- (3) レッド社はブルー社に対して、ZONE Bの建設に伴いブルー社が支出した5百万米ドルを支払う責任を負うか。

仲裁人からは、審問では全ての論点を一度に検討するので、準備書面の作成や審問の準備に際しては、相手方の主張が認められた場合に対応した予備的な主張も行っておくよう指示がある。

<ラウンド B (交渉) >

38. レッド社とブルー社との間の仲裁は結局、和解で終了した。ハッピー・リゾートは、ZONE E が予想以上の好評を博し、オープン翌年には28百万ドル、翌々年には30百万ドルの収益を上げることができた。このハッピー・リゾートの成功は、ハッピー・リゾートのみならず、ネゴランド国全体に対する諸国の関心を高めることに役立った。

過去3年間のネゴランド国への毎年の新規外国投資金額の推移は以下のとおりである。国王ネゴ5世を中心とした国家体制が安定していることも、外国企業のネゴランド国への進出の要因となっている。

(百万米ドル)

	3年前	2年前	1年前	本年見込み
鉱工業	500	700	1,000	1,200
その他	200	300	300	400
合計	700	1,000	1,300	1,600

削除: 5

39. 特に、アービトリア国の企業のネゴランド国への進出は活発である。距離的な近さに加え、ネゴランド国の物価はアービトリア国の半分程度であることから、安価な労働力を求めてアービトリア国からネゴランド国に工場を移転させる企業も増えてきた。また、近年のネゴランド国のGDPの実質成長率は5%から7%で推移している。

こうしたネゴランド国経済の発展に伴い、ネゴランド国の国内市場の購買力も注目されるようになってきている。特に、自国の国内市場が既に飽和しているアービトリア国の企業にとって、ネゴランド国は新しい市場として魅力的であり、アービトリア国企業によるネゴランド国国内市場向けの販売拠点の設置も活発になってきている。

ネゴランド国とアービトリア国は隣国ということもあり、かつては戦争をし、また、歴史認識を巡って関係が緊張した時期もあったが、アービトリア国の首相とネゴランド国のネゴ4世が相互にお互いの国を訪問し、両国の友好関係の重要性を説いたのをきっかけに相互理解が進み、現在では両国の関係は非常に良好である。

40. ネゴランド国では、上記のような外国企業の進出に加え、都市部における大型商業施設や高層アパートの建設ラッシュ等も続き、電力需要が膨らんでいる。かつては、ネゴランド国は電力量には余裕があり、他国に輸出するくらいであったが、最近出されたネゴランド国経済研究所(レッド社の傘下の企業である)による電力需要の予測によれば、4年後には現在の発電所ではまかないきれないようになるとのことである。

(百万キロワット時)

	今年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
増加電力需要	0	500	1,000	2,000	4,000	5,000
余裕電力量	3,000	2,500	2,000	1,000	-1,000	-2,000

ネゴランド国では電力事業は全てレッド社の100%子会社であるネゴランド国電力公社が一元的に担当している。こうした電力需要の増加という事態を受けて、レッド社及びネゴランド国電力公社では発電所建設プロジェクトを検討してきている。現在、5つのプロジェクトを検討中である。

- (1) コールに石炭火力発電所を建設する。
- (2) ダンボに水力発電所を建設する。
- (3) ネゴシアにごみ発電所を建設する。
- (4) ポートランドに石油火力発電所を建設する。
- (5) カゼヒルに風力発電所を建設する。

既に、これらの5つのプロジェクトについては、ネゴランド国電力公社による基礎調査が行われており、これらの5つのプロジェクトのうち、どれを実際に進めるのか、いずれの業者に発注するかを決定する段階に入っている。

41. 最近、レッド社はこれらの5つのプロジェクトについての基本構想を公表し、この基本構想に基づき、今回のプロジェクトを発注する企業の選定作業に入った。今回のプロジェクトは入札方式ではなく、総合評価に基づく随意契約方式で行われる。ハッピー・リゾートでの実績のあるブルー社も声を掛けられ、5つのプロジェクトのいずれを受注するかについて社内での検討を行っている。レッド社が公表した基本構想は別添14のとおりである。なお、レッド社によれば、別添14の基本構想は現時点での暫定的な考え方を示したものであり、発電量、費用等は発注先の企業からよりよいアイデアがあれば、それを踏まえて改良していく予定であるとのことである。また、今回のプロジェクトの総予算は700百万米ドルであるとのことである。

42. レッド社とブルー社との面談は12月4日に予定されている。次回の面談にはレッド社の総裁をはじめすべての副総裁が参加する予定である。他方、ブルー社の側は、副社長、国際業務担当専務取締役、エネルギー部長などが参加を予定している。既にレッド社は他の有力企業との面談を終えているようであり、次回のブルー社との面談の内容次第で、いずれの業者にどのプロジェクトを依頼するかを決定するとのことである。

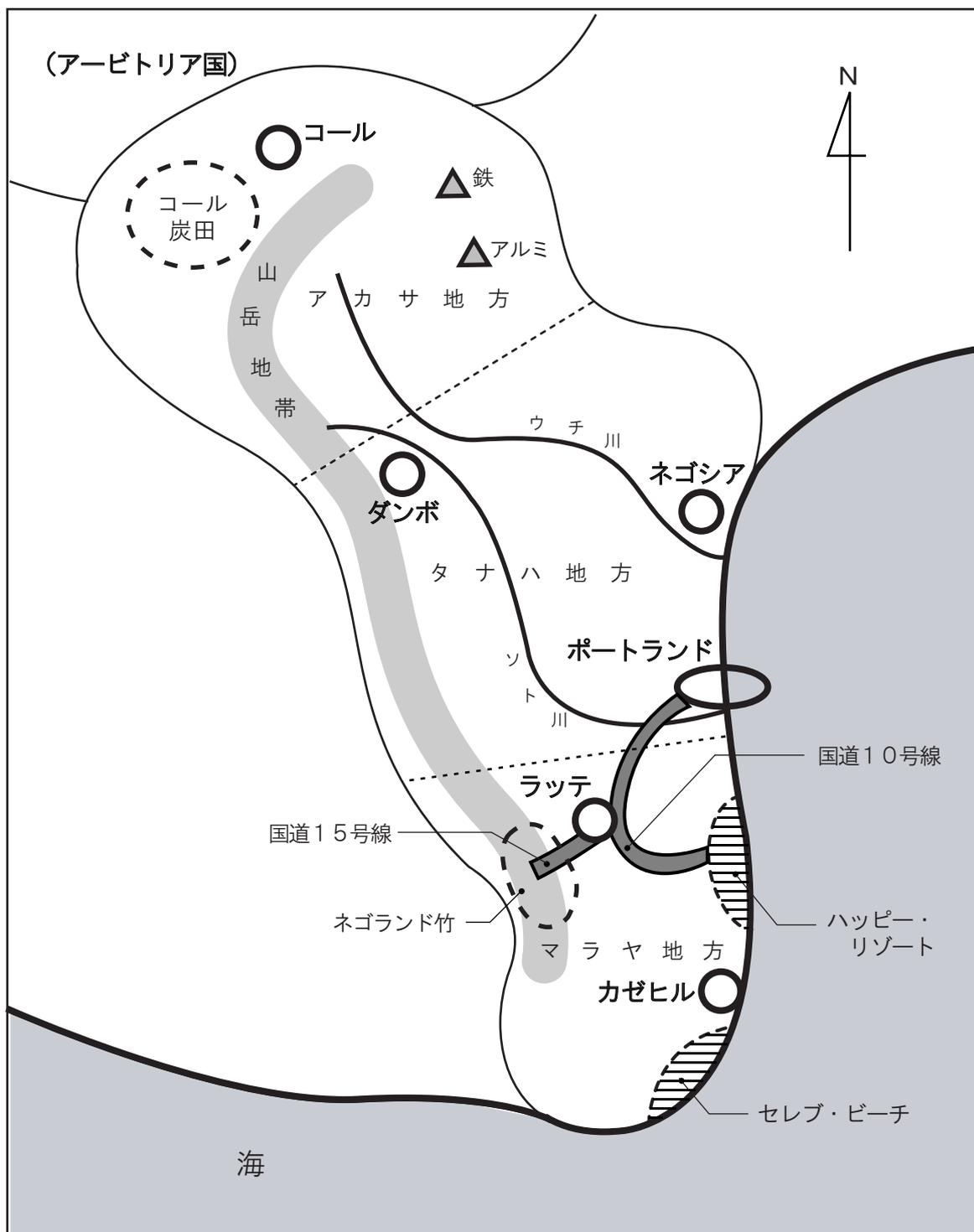
43. ところが、面談を控えた11月、ハッピー・リゾートのZONE Aにあるコンベンション・センターでの国際環境会議の準備作業中、床の一部が抜け落ちるという事態が生じた。幸いなことにけが人はいなかったが、抜け落ちた床の上にレッド社が置いていた機材100千ドル相当が破損してしまった。直ちにブルー社のスタッフが急行し、レッド社のスタッフとともに原因を調査した。レッド社のスタッフはこれはブルー社の手抜き工事が原因であると主張し、ブルー社のスタッフはレッド社が制限重量を超える重さの機材を、しかも、乱暴に置いたことが原因であると主張した。

44. この件を解決すべく、レッド社の環境保護・国土開発担当副総裁とブルー社のハッピー・リゾート現場責任者とが面談した。レッド社の環境保護・国土開発担当副総裁は当日の現場にもいた。面談では、担当副総裁が当初からブルー社の手抜き工事が原因であるとの主張を繰り返し、ブルー社の謝罪と賠償を求めた。これに対して、ブルー社の現場責任者も手抜き工事など一切ないと主張したため、面談は物別れに終わった。

45. レッド社からブルー社に対し、12月4日の面談の際にはハッピー・リゾートの現場責任者も同行させるようにとの連絡があった。理由などの詳しい説明はないが、レッド社が12月4日にハッピー・リゾートの件も併せて決着しようと考えていることは確かである。

以 上

ネゴランド国の地図



別添 2

ネゴランド国憲法

第 1 章 総則

第 1 条 本憲法は国の最高法規であり、本憲法に反する法律、規則、命令、条約は効力を有しない。ネゴランド国の元首は国王である。

第 2 条 主権はネゴランド国民に帰属する。

(略)

第 2 章 国王

第 5 条 元首である国王は、本憲法の規定に基づき、統治権を行使する。

第 6 条 王位の継承は王位継承法による。

第 7 条 国王は、その元首としての統治権を行使するにあたり、国会を通じて立法権を行使し、内閣を通じて行政権を行使し、裁判所を通じて司法権を行使する。

第 8 条 国王は法律に抵触しない限りにおいて、勅令を発令することができる。

(略)

第 3 章 国民の権利及び義務

第 15 条 すべての国民は、基本的人権を有し、出生、性別、種族もしくは宗教の如何を問わず、平等である。

第 16 条 すべての国民は、他人の権利及び自由を侵害せず、憲法に反せず、公の秩序や善良の風俗に反しない限りにおいて、その権利及び自由を行使することができる。

第 17 条 すべての国民は本憲法によって与えられた権利を濫用してはならない。

第 18 条 すべての国民は、国家、国王、及び、国王を元首とする民主政体を護持する義務を有する。

第 19 条 すべての国民は、法律の規定に従い、選挙権を行使する義務を有する。

(略)

第 25 条 公共施設、安全保障上の必要、天然資源の開発、都市計画、環境の改善・保護、その他の公共の利益のために法律の規定に基づいて行われる場合を除き、国民の財産権を侵害してはならない。

第 26 条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第 27 条 すべての国民は、自らの健康、安全、生活の質に危険を及ぼさない環境の下で平

穏かつ継続的に生活する権利を有する。環境に重大な影響を与える可能性のある計画及び活動は、その実施に先立ち、環境への影響の調査を行わなくてはならない。

(略)

第40条 地域の先住民は、地域および民族の善良な慣習、伝統的な知識、文化を維持し、自然資源及び環境の調和的かつ持続的な管理、保護および利用に参加する権利を有する。

(略)

第4章 国会

第53条 法律案は、国会の助言と承認がある場合にのみ法律として制定することができる。

第54条 国会の承認を受けた法律案は、国王の署名を受けるために国会議長が国王に上奏し、国王の署名を得て官報によって公布した後にのみ法律として施行することができる。

第55条 国王が法律案に同意しない場合には、国会は当該法律案を再審議しなければならない。国会が議員総数の3分の2以上の多数をもって再び法律案を可決した場合には、国会議長は当該法律案を改めて国王に上奏する。国王が当該法律案に同意しない場合には、内閣総理大臣が署名して官報によって公布することによって、法律として施行することができる。

第56条 国会議員は国民の選挙によって選出する。

(略)

第5章 内閣

第80条 内閣は内閣総理大臣及び国務大臣によって構成される。

第81条 内閣総理大臣は、国会議員の中から、国会の推薦を受けて国王が任命する。

第82条 国務大臣は、内閣総理大臣の指名を受けて国王が任命する。

第83条 内閣は、他の一般行政事務のほか、以下の事務を行う。

- 1 法律を誠実に執行し、国務に関して国王を輔弼すること
- 2 外交関係を処理すること
- 3 条約を締結すること
- 4 官吏に関する事務を統括すること
- 5 予算を作成して国会に提出すること
- 6 本憲法及び法律の規定を実施するために政令を制定すること

(略)

第10章 公社

第116条 公社は、国政のうち、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する具体的な業務を担当する法人であり、各公社の設置は法律による。

(略)

第118条 公社の業務は総裁、副総裁、理事が行う。但し、以下の業務の執行にあたっては、内閣総理大臣及び国王の承認を得なければならない。

1. 国家に重要な影響を与える業務
2. 国民生活及び国民経済に重要な影響を与える業務
3. 公社の経営に重要な影響を与える業務
4. 法律が定める業務

(以下、略)

別添 3

ネゴランド国の投資に関する制度

○ 投資枠組み

ネゴランド国の外国投資法では、外国資本がネゴランド国に投資するための枠組みとして以下のものが用意されている。

・合弁会社

1 又は複数の外国投資家と 1 又は複数のネゴランド国投資家が設立する株式会社であり、海外投資家が選択している最も一般的な形態である。資本は現金、設備、知的所有権、ノウハウなどを含めていかなる形でも出資可能であるが、海外投資家の持分は 30%以上 90%以下でなくてはならない。また、合弁会社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、他の合弁事業者に **first refusal right** を与えなくてはならない。最低資本金は 1 万ネゴランド・ドルである。その他に重要な規制はない。

・外資企業

外国資本が 100%の企業形態である。外資企業の設立が認められる事業、地域には制限があり、また、設立にはネゴランド国経済開発公社の認可が必要である。最低資本金は 10 万ネゴランド・ドルである。

・パートナーシップ

1 又は複数の外国投資家と 1 又は複数のネゴランド国投資家が共同事業契約を締結するもので、独立した法人格を有する事業主体を設立しないもの。特段の制限はない。

○ 事業所得税率の優遇措置 (重複しての適用はできない)

以下の投資事業には 20%の優遇税率が適用される。

- ・ 特定工業地域で事業を行う事業主体であり、製品の 50%超を輸出しているもの
- ・ ネゴランド国経済開発公社が指定する特定事業（現在は、教育、医療、農林業が指定されている）を主たる事業目的とするもの

以下の投資事業には 10%の優遇税率が適用される。

- ・ 社会経済状態が困難な地方への投資
- ・ 環境保護に寄与する投資
- ・ 事業終了時あるいは事業開始から 15 年が経過した時点のいずれか早い時期にネゴランド国に無補償で持分権又は資産の全てを移譲することを条件とした事業（BOT 事業）

如何なる事業に優遇を与えるか、および、優遇内容の詳細の決定はネゴランド国経済開発公社の権限に属する事項であり、優遇を希望する者はネゴランド国経済開発公社に申請し、認可を得な

削除: いかなる事業に

くてはならない。

別添 4

ブルー社の業績

(連結ベース：同社のホームページで公表されている米ドルベースの数字を利用した)

(百万米ドル)

	前々々期	前々期	前期
売上高	18,000	20,000	22,000
純利益	20	30	40
総資産	20,000	21,000	18,000

売上高の内訳

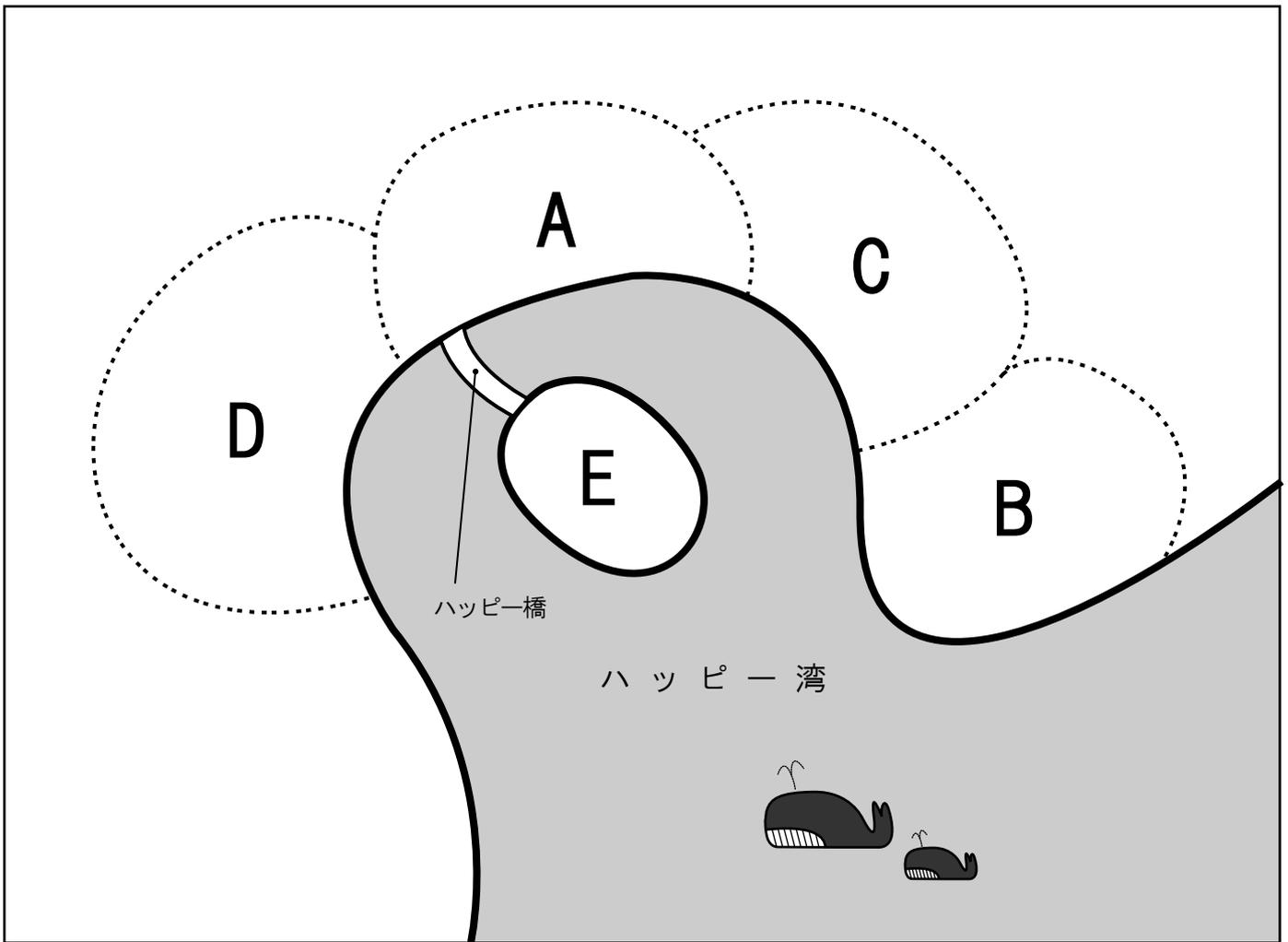
(百万米ドル)

	前々々期	前々期	前期
建築	12,000	12,000	13,000
土木	5,000	5,500	7,000
開発等	1,000	2,500	2,000

<注記>

- ・ 近年のブルー社の業績は順調に推移している。今期も前期並みの売上げ・利益が見込まれる予定である。
- ・ 純利益／売上高の割合は、アービトリア国の同種の企業としては標準的なものである。
- ・ 売上高のうち、約80%がアービトリア国でのものであり、残り20%が外国でのものである。

ハッピー・リゾート



Article 1 Definitions

- 1.1 “Works” means the permanent and temporary works to be designed and executed in accordance with the Contract.
- 1.2 “Contract Price” means US\$200,000,000.00, which is payable to Blue for the design, execution and completion of the Works and the remedying of any defects in accordance with the provision of the Contract.
- 1.3 “Contract” means this contract and such further documents between Red and Blue as may be expressly incorporated in this contract.
- 1.4 “Parties” means Red and Blue.
- 1.5 “Time for Completion” means the time for completing the Works, which shall end on the third anniversary date of the date of the Contract.
- 1.6 “Contract Period” means the period from the date of the Contract to the 90 days after the expiry of the Time for Completion.
- 1.7 “Site” means the places where the Works are to be executed and any other places as may be specifically designated in the Contract as forming part of the Site.
- 1.8 “Construction Documents” means all drawings, calculations, computer software, samples, patterns, models, operation and maintenance manuals, and other manuals and information of a similar nature, to be submitted by Blue.

. . .

Article 3 Blue

- 3.1 The Works as completed by Blue shall be wholly in accordance with the Contract and fit for the purpose for which they are intended, as defined in the Contract. Blue shall design, execute and complete the Works within the Time for Completion, and shall remedy any defects within the Contract Period. Blue shall provide all superintendence, labor, materials, machines, and all other things, whether of a temporary or permanent nature, required in and for such design, execution, completion and remedying of defects.

Blue shall take full responsibility for the adequacy, stability and safety of all Site operations, of all methods of construction and of all the Works, irrespective of any approval or consent by Red.

. . .

3.8 Red shall have made available to Blue, as soon as possible after the date of the Contract, all the data on hydrological and sub-surface conditions at the Site, and studies on environmental impact, which have been obtained by or on behalf of Red from investigations for the Works. Blue shall be responsible for interpreting all data. Blue shall be deemed to have inspected and examined the Site, its surroundings, the above data and other available information, and to have satisfied himself (so far as is practicable, taking account of cost and time) before the date of the Contract, as to:

- (a) the form and nature of the Site, including the sub-surface conditions,
- (b) the hydrological and climatic conditions,
- (c) the extent and nature of the work and materials necessary for the execution and completion of the Works, and the remedying of any defects, and
- (d) the means of access to the Site and the accommodation Blue may require.

削除: nature of the work and

. . .

3.11 Blue shall be deemed to be satisfied himself as to the correctness and sufficiency of the Contract Price. Unless otherwise stated in the Contract, the Contract Price shall cover all his obligations under the Contract and all things necessary for the proper design, execution and completion of the Works and the remedying of any defects.

. . .

3.16 Blue shall take all reasonable steps to protect the environment (both on and off the Site) and to limit damages and nuisance to people and property resulting from pollution, noise and other results of his operations. Blue shall ensure that air emissions, surface discharges and effluent from the Site during the Contract Period shall not exceed the value prescribed by law.

. . .

Article 4 Design

4.1 Blue shall carry out, and be responsible for, the design of the Works. Design shall be prepared by qualified designers who are engineers or other professionals who are competent to do such design. Blue holds himself and his designers as having the experience and capability necessary for the design.

. . .

4.3 The design, the Construction Documents, the execution and the completed Works shall comply with the Negoland's national specifications, technical standards, building, construction and environmental regulations, regulations applicable to the product being produced from the Works.

Article 5 Staff and Labour

5.1 Blue shall make his own arrangement for the engagement of all staff and labor, local or otherwise, and for their payment, housing, feeding and transport.

. . .

Article 7 Delays

7.1 The whole of the Works shall be completed within the Time for Completion for the Works.

. . .

7.3 Blue may apply for an extension of the Time for Completion if he is or will be delayed either before or after the Time for Completion by any of the following causes:

- (a) any alteration and/or modification to Works,
- (b) a force majeure event,
- (c) a cause of delay giving an entitlement to extension of time under the provision of the Contract, unless Blue has not complied with such provision,
- (d) physical conditions or circumstances on the Site, which are exceptionally adverse and were not (by the base Date) foreseeable by a experienced contractor, or
- (e) any delay, impediment or prevention by Red.

If Blue intends to apply for an extension of the Time for Completion, Blue shall give written notice to Red of such intention as soon as possible.

7.4 When Red is applied for an extension of time, Red shall consult with Blue in an endeavor to reach agreement. If agreement is not achieved, Red shall determine the matter fairly, reasonably and in accordance with the Contract.

7.5 If Blue fails to comply with 7.1, Blue shall pay to Red the relevant sum stated in the US\$50,000.00 as liquidated damages for such default for every day which shall elapse between the relevant Time for Completion and the date stated in the Taking-Over Certificate. Red may, without prejudice to any other method of recovery, deduct the amount of such damages from any monies due, or to become due, to Blue. The payment or deduction of such damages shall not relieve Blue from his obligation to complete the Works, or from any other of his duties, obligations or responsibilities under the Contract.

. . .

Article 9 Taking Over

9.1 The Works shall be taken over by Red when they have been completed in accordance with the Contract and a Taking-Over Certificate for the Works has been issued.

. . .

Article 11 Defects Liability

11.1 In order that the Construction Documents and the Works shall be in the condition required by the Contract at, or as soon as practicable after, the expiry of the Contract Period, Blue shall:

- (a) complete any work which is outstanding on the date stated in a Taking-Over Certificate, as soon as practicable after such date, and
- (b) execute all work of amendment, reconstruction, and remedying defects or damage, as may be instructed by Red during the Contract Period.

If any such defect appears or damage occurs, Red shall promptly notify Blue in writing.

11.2 All work referred to in 11.1(b) shall be executed by Blue at his own cost, if the necessity for such work is due to:

- (a) the design of the Works,
- (b) materials, or workmanship not being in accordance with the Contract, or
- (c) failure by Blue to comply with any of his other obligations.

If such necessity is due to any other cause, Red shall notify Blue accordingly and seek agreement to an adjustment to the Contract Price. If Red makes such a notice, Blue shall submit as soon as practicable:

- (a) a description of the proposed design and/or work to be performed and a programme for its execution, and
- (b) proposal by Blue for adjustment to the Contract Price, Time for Completion and/or modifications to the Contract.

Red shall, as soon as practicable after receipt of such proposals, respond with approval, rejection or comments.

. . .

Article 14 Contract Price and Payment

14.1 Red shall pay the Contract Price to Blue in accordance with the Schedule I.

14.2 The Contract Price shall not be adjusted for changes in the cost of labor, materials or other matters.

. . .

Article 16 Default

16.1 If Blue fails to carry out any of his obligations, or if Blue is not executing the Works in accordance with the Contract, Red may give notice to Blue requiring him to make good such failure and remedy the same within a specified reasonable time.

16.2 If Blue:

- (a) fails to comply with a notice under 16.1,
- (b) abandons or repudiates the Contract,
- (c) becomes bankrupt or insolvent, goes into liquidation, or if any act is done or event occurs which (under any applicable law) has a similar effect to any of these acts or event, then Red may, after having given 14 days' notice to Blue, terminate employment of Blue under the Contract and expel him from the Site. Blue shall then deliver all Construction Documents, and other design documents made by or for him, to Red.

Red may upon such termination complete the Works himself and/or by any other contractor.

Article 18 Risks and Responsibility

18.1 Blue shall indemnify and hold harmless Red, Red's contractors, agents and employees from and against all claims, damages, losses and expenses arising out of or resulting from the Works, including professional services provided by Blue.

18.2 Blue shall take full responsibility for the care of Works from the date of the Contract until the date of issue of the Taking-Over Certificate, when responsibility shall pass to Red. If Red issues a Taking-Over Certificate for whole or any part of the Works, Blue shall cease to be responsible for whole or such part of the Work from the date of issue of such Taking-Over Certificate, when responsibility shall pass to Red.

18.3 The following are risks taken by Red:

- (a) war, hostilities (whether war be declared or not), invasion, act of foreign enemies,
- (b) rebellion, revolution, insurrection, or military or usurped power, or civil war,
· · · , and
- (g) any operation of the forces of nature against which an experienced contractor could not reasonably have been expected to take precautions.

18.4 Blue shall give notice to Red of any risk listed in 18. 3 which is foreseen by, or is known to Blue. When Red is given such a notice, Red shall consult with Blue in an endeavor to reach agreement on:

- (a) any extension of time to which Blue is entitled under 7.3, and
- (b) the amount of the cost, which shall be added to the Contract Price.

If agreement is not achieved, Red shall determine the matter fairly, reasonably and in accordance with the Contract.

· · ·

Article 20 Force Majure

20.1 Neither Party shall be liable to fulfill its obligations hereunder, or for delays in performance, due to causes beyond its reasonable control, including, but not limited to, acts of God, acts or omissions of civil or military authority, fires, strikes, floods, epidemics, riots or acts of war.

20.2 Upon occurrence of an event considered by Blue to constitute force majeure and which may affect performance of his obligations, Blue shall promptly notify Red, and shall endeavour to continue to perform his obligations as far as reasonably practicable. Blue shall also notify Red of any proposals, including any reasonable alternative means for performance, but shall not effect such proposals without the consent of Red.

. . .

Article 22 General Provisions

22.1 All questions arising out of or under the Contract shall be governed by and construed in accordance with UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (1994 version).

22.2 Any dispute, controversy or difference arising out of or in relation to or in connection with the Contract or for the breach thereof, shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan, pursuant to the UNCITRAL Arbitration Rules and by three (3) arbitrators. The arbitration award shall be final and binding on both parties.

22.3 The Contract is intended by the parties as the final expression and the complete and exclusive statement of the terms of the agreement between the Parties with respect to the Works.

22.4 No modification of the Contract shall be binding on the Parties unless made in writing and signed on behalf of the party against which the enforcement of such modification is sought.

別添 7

表1	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予想来場者数 (延べ人数)	70,000	70,000	70,000	50,000	40,000	30,000	330,000
一人当たり収 益(経費差引 後)(米ドル)	40	40	40	30	20	20	190
収入 (千米ドル)	2,800	2,800	2,800	1,500	800	600	11,300

表2	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予想来場者数 (延べ人数)	90,000	90,000	80,000	60,000	50,000	40,000	410,000
一人当たり収 益(経費差引 後)(米ドル)	50	50	50	50	40	40	280
収入 (千米ドル)	4,500	4,500	4,000	3,000	2,000	1,600	19,600

表3	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予想来場者数 (延べ人数)	100,000	100,000	90,000	70,000	60,000	50,000	470,000
一人当たり収 益(経費差引 後)(米ドル)	60	60	60	50	40	40	310
収入 (千米ドル)	6,000	6,000	5,400	3,500	2,400	2,000	25,300

表4	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予想来場者数 (延べ人数)	80,000	80,000	80,000	60,000	50,000	40,000	390,000
一人当たり収 益(経費差引 後)(米ドル)	55	55	55	40	30	30	265
収入 (千米ドル)	4,400	4,400	4,400	2,400	1,500	1,200	18,300

表5	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
実際来場者数 (延べ人数)	60,000	70,000	90,000	60,000	50,000	40,000	370,000
一人当たり収 益(経費差引 後)(米ドル)	45	45	72	70	56	56	344
収入 (千米ドル)	2,700	3,150	6,480	4,200	2,800	2,240	21,570

* 収入は人数に一人当たり収益を乗じて算出されている。

* 来場者数は延べ人数（一人が2日間滞在する場合は2名として表示する）である。

別添 8

マラヤ地方の皆様へ
(写：レッド社様)

ハッピー・リゾート事業のためのネゴランド竹伐採にご同意いただき有難うございます。当社は、国道15号線の補強工事に、当社の負担において、可及的速やかに取り組むことをお約束いたします。

ブルー社
現場責任者
(署名)

別添 9

覚書

レッド社とブルー社は、ハッピー・リゾート開発事業に関するマラヤ地方におけるネゴランド竹の調達に関し、以下のとおり合意する。

- ・ ネゴランド竹の伐採はレッド社よりマラヤ地方の住民に依頼する。
- ・ ブルー社はレッド社に対して必要量の詳細を文書により提出する。
- ・ 伐採したネゴランド竹は、レッド社が雇用したマラヤ地方の住民がラッテまで運搬し、ラッテにおいてブルー社に引き渡す。
- ・ ラッテまでの運搬に用いるトラックはレッド社が手配する。

レッド社
(署名)
現場責任者

ブルー社
(署名)
現場責任者

別添 10

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

レッド社御中
現場責任者

前略

国道15号線において発生した事態につきましては大変遺憾であります。貴国政府のご依頼を受け、国道15号線を一刻も早く復旧すべく努力いたしております。

ところで、今回、国道15号線が閉鎖された結果、ネゴランド竹の調達が予定より3ヶ月ほど遅れる見込みであります。当社としましては、全力を挙げて予定の工期に間に合わせるよう努力する所存ですが、ハッピー・リゾートのZONE Bの工事の完成は2ヶ月程度遅れざるを得ないものと見込まれます。従いまして、契約書7条3項に基づき、Time for Completionの2ヶ月間の延長をご検討頂きたくご連絡申し上げます。

草々

ブルー社
現場責任者
(署名)

別添 1 1

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

ブルー社御中
現場責任者

前略

貴殿の〇〇月〇〇日付のご連絡につきましては、当社としては **ZONE B** の工期の延長を認めることはできません。今回のハッピー・リゾートはネゴランド国にとって非常に重要なものです。どうしても観光シーズンの始まる7月のオープンに間に合わせなくてはなりません。どんなことがあっても工期に間に合うようにしてください。

なお、貴社は契約書7条3項に言及されていますが、今回の事態は、国道15号線について貴社が約束通り1ヶ月以内に補強工事を完了していたならば発生しなかったものです。したがって、今回の事態は契約書7条3項に該当する事態ではないと考えています。

草々

レッド社
現場責任者
(署名)

仲裁付託の通知及び仲裁申立書
NOTICE OF ARBITRATION AND STATEMENT OF CLAIM

〇〇〇〇年**月**日

1. 当事者の表示

申立人：

名称：ネゴランド国経済開発公社

総裁・・・・・・・・

住所：ネゴランド国*****

申立人代理人：

被申立人：

名称：ブルー社

代表取締役社長

住所：アービトリア国*****

2. 援用する仲裁条項又は仲裁契約

援用する仲裁条項又は仲裁契約は、申立人と被申立人との間で、〇〇〇〇年4月に締結された契約書第2.2条である。そこには、「Any dispute, controversy or difference arising out of or in relation to or in connection with the Contract or for the breach thereof, shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan, pursuant to the UNCITRAL Arbitration Rules and by three (3) arbitrators. The arbitration award shall be final and binding on both parties.」と記載されている。

3. 紛争の生じた契約又は紛争と関連する契約

紛争の生じた契約又は紛争と関連する契約は、〇〇〇〇年4月に申立人と被申立人との間で締結された契約である。

4. 請求の概要及び金額

- (1) 申立人と被申立人の間にはネゴランド国におけるハッピー・リゾートの開発事業に関する契約が成立した。
- (2) 契約上、ブルー社はハッピー橋を建設する義務を負っていた。
- (3) ブルー社が建設したハッピー橋は、通行に耐えないものであり、7月、8月の2ヶ月間、政府により通行禁止命令が下された。
- (4) ハッピー橋が通行できなかったことにより、ハッピー・リゾートの来場者数及び一人当たり収入は予想を下回ったが、この減収は通行禁止命令の対象となるような橋を建

設したというブルー社の債務不履行によるものである。

- (5) 減収額は6, 150千ネゴランド・ドルである。
- (6) 以上より、ブルー社はレッド社に対して、8, 610千米ドル、あるいは、6, 150千ネゴランド・ドルを賠償する義務がある。

5. 求める救済措置

- (1) 被申立人は、申立人に対し8, 610千米ドル、あるいは、6, 150千ネゴランド・ドル及びこれに対する仲裁申立の日より支払済みまで年○%の利息を支払え。
- (2) 仲裁料金、 仲裁人報償金、 および仲裁手続に要する費用はすべて被申立人の負担とする。

との仲裁判断を求める。

6. UNCITRAL 仲裁規則第7条1項に規定する仲裁人選定の通知

申立人は■☆を仲裁人として選定する。

7. 請求の根拠となる事実

<省略>

8. 証拠

<省略>

以上の通り、仲裁を申立てる。

申立人代理人

答弁書
STATEMENT OF DEFENCE

〇〇〇〇年**月**日

1. 当事者の表示

申立人：

名称：ネゴランド国経済開発公社

総裁・・・・・・・・

住所：ネゴランド国*****

申立人代理人：

被申立人：

名称：ブルー社

代表取締役社長

住所：アービトリア国*****

2. 答弁の趣旨

- (1) 申立人の請求を棄却する。
- (2) 仲裁料金、仲裁人報酬金、および仲裁手続に要する費用はすべて申立人の負担とする。との仲裁判断を求める。

3. 答弁の理由

- ① ブルー社は契約に従いハッピー橋を建設した。
- ② ハッピー橋が大きく揺れた原因は、ブルー社が知らなかったものであり、また、ブルー社が知らなかったことについて責任がない現象であった。
- ③ したがって、ハッピー橋が通行禁止となったことについて、ブルー社に法的責任はない。

4. 答弁の根拠となる事実

<省略>

5. 反対請求

申立人は、被申立人に対し金5百万米ドル及びこれに対する仲裁申立の日より支払済みまで年〇%の利息を支払え、との仲裁判断を求める。

6. 反対請求の趣旨

- (1) 国道15号線のがけ崩れによって被申立人が契約で定められた時期までにZONE B の工

事を完了することは困難になった。

(2) このため、被申立人は契約書7条3項に基づき、工期の延長を申立人に求めた。

(3) 申立人は当初、工期の延長を拒否していたが、国王ネゴ4世の意思を知り、工期を変更しない代わりに、被申立人に追加の工事費用を支払うことを約束した。

(4) 被申立人は契約で定められた工期内に工事を完了し、追加の工事費用として5百万米ドルの支払を申立人に請求した。

(5) 被申立人の請求にもかかわらず、申立人は5百万米ドルを支払っていない。

7. 証拠

<省略>

8. UNCITRAL 仲裁規則第7条1項に規定する仲裁人選定の通知

申立人は☆△■○を仲裁人として選定する。

以上の通り、答弁する。

被申立人代理人 弁護士 □◆○△

同 △○◆○

同 ○*□*

ネゴランド国電力開発基本構想

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
場所	コール	ダンボ	ネゴシア	ポートランド	カゼヒル
種類	石炭火力	水力	ごみ	石油火力	風力
発電量(百万キロワット時/年)	2,000	3,000	1,000	2,500	1,500
建設期間(年)	4	5	3	3	2
建設費用(百万米ドル)	500	500	200	700	400
運転コスト(米ドル/キロワット時)	0.06	0.04	0.1	0.09	0.05
注記	コール炭田の石炭を利用できる点がメリット。但し、都市部まで距離がありアクセス不便。	ソト川の豊富な水量を利用できる。但し、ソト川水系の生態系への影響に注意。	都市部において新しい技術を用いた発電への取り組み。環境に配慮した発電方法。	工場地帯に隣接している点、原油タンカーが到着する港に近い点でメリット。	カゼヒルはかねてから風力発電に絶好な風が吹くとされていた場所。環境にやさしい発電方法。